

環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため 実行すべき措置について定める実施計画

〔平成19年10月12日〕
環 境 省

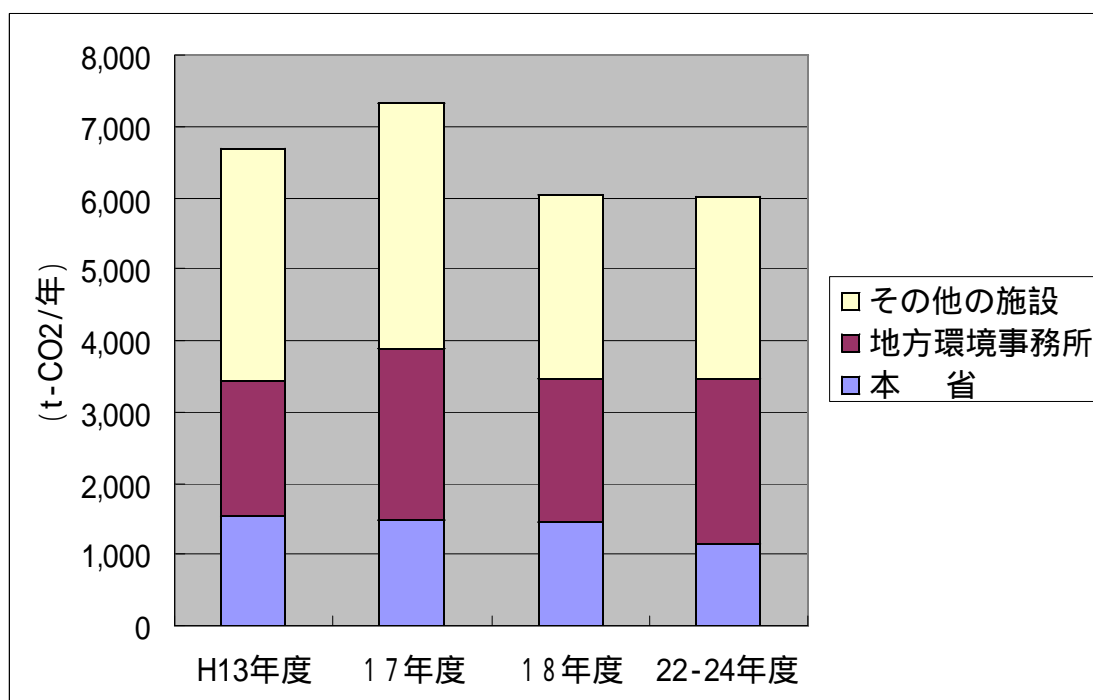
「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定。)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)に基づき、環境省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

環境省の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、平成18年度において13年度比で9.7%削減しており、旧実行計画の7%削減目標を達成していることにかんがみ、19年度以降も削減努力を継続、強化し、目標年度である22～24年度の総排出量の平均を13年度比で10%削減することを目標として、以下の取組を行うこととする。

この目標は、環境省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

図1 温室効果ガスの排出状況及び平成22～24年度目標値

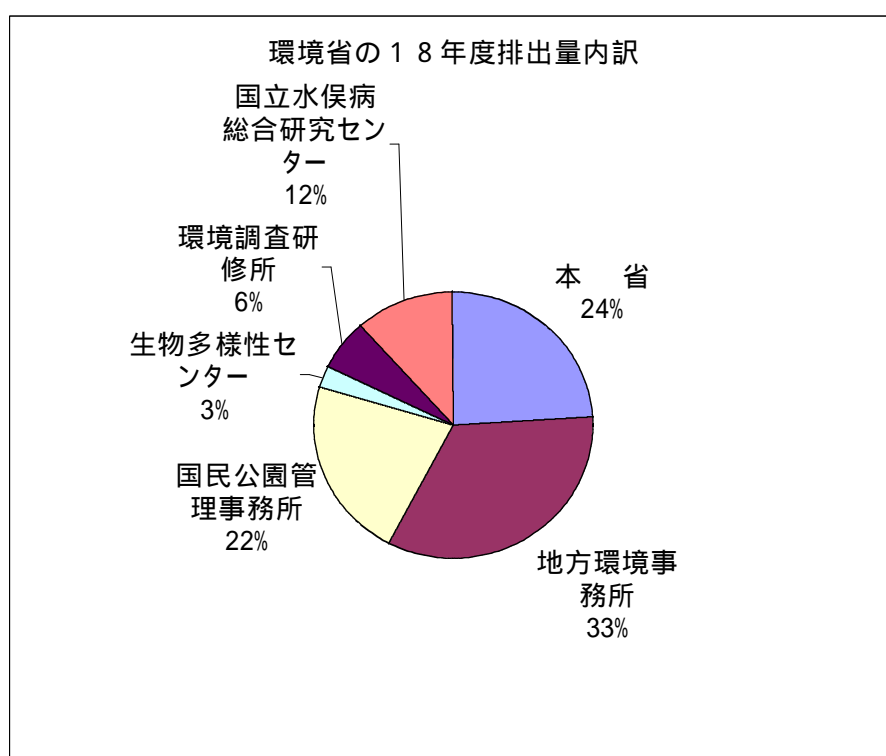


1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省、地方環境事務所、国民公園等管理事務所、生物多様性センター、環境調査研修所及び国立水俣病総合研究センターの事務及び事業を対象とする。ただし、先進的な温暖化対策については、環境省が管理する官舎を含む。

なお、本計画の対象ではないが、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人環境再生保全機構に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

図2 18年度の温室効果ガス排出量内訳



2. 実施計画の期間等

本計画は、平成19年度から24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車について

は、低公害車比率100%を維持する。また、地方環境事務所等で使用する公用車についても、19年度更新予定の5台と、20年度に更新予定の3台を含め、24年度には低公害車率を100%にする。

現在2台使用している燃料電池自動車について引き続き使用する。

現在9台を使用しているハイブリッド車について、引き続き使用するとともに、地方環境事務所等で使用する公用車については、業務の実態に合わせ、軽自動車の積極的な導入を図るとともに、電気自動車の導入を検討する。

このほか、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

環境省においては、平成18年度の公用車で使用する燃料の量が13年度比で123%となっていることから、公用車で使用する燃料の量を13年度比で22年度から24年度までの期間に平均概ね85%以下とするという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、環境省の公用車の利用の効率化を図る。

車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。また、ドライバーに対してエコドライブを音声等によって促す装置を本省で1台、地方環境事務所等で1台を導入しており、今後も引き続き使用する。国会待機車のアイドリングストップも、運転手の健康保護を図りつつ、実施に努める。

アイドリングストップ車の導入については、低公害車で公用車の規模等に条件が合う車種が販売された場合、導入する。

公用車のうち、エタノール混合ガソリンやバイオマスディーゼル燃料の充填所が近傍に配置されているものにあっては、その利用に努める。

有料道路を利用する公用車へのETC車載器の搭載を本省においては完了したことに引き続き、地方環境事務所等の車両にも必要に応じて搭載する。

3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に活用する。

業務時の移動において、可能な限り鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

公共交通機関が利用できず、やむを得ず公用車を使用する場合においても、複数の公用車が選択可能な場合は燃費のより良い車を選択する。また、複数の公用車を同時に使用する場合は、運行距離の最も長いもの

に最も燃費の良い車を配車するなど、計画的な運行管理を推進する。

公用車の利用に当たっては、事前の綿密なルート確認により運行ロスを避ける。

霞が関地域において、毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

- ・警備上支障のある場合

大臣車、副大臣車、大臣政務官車

- ・業務上支障のある場合

緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

来庁者、特に環境省が購入する物品を納入する者に対しては低公害車の優先利用、自動車利用の抑制、効率化を求める。

イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車の共有化により台数の見直しを行い、その削減を図る。

(3) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」(平成11年2月)のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。また、地方環境事務所等においても自転車の活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。この一環として、LEDデスクライト蛍光灯の導入の検討を行い、その活用により天井照明の縮減を図る。

さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

イ 節水機器等の導入等

環境省のトイレのすべての蛇口には、引き続き節水コマを設置する。現

に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ 国民公園や国立公園の所轄地における街灯の改善

国民公園等で使用する街灯については、上空への漏光が少なく、光への変換効率の高いもの、高反射率の反射板を備えたものへ更新代替を図る。

(5) 用紙類の使用量の削減

環境省における用紙類の使用量は平成13年度比で17年度に82.6%となっているものの、用紙類の使用量を13年度比で22年度から24年度までの期間に増加させないという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、用紙類の使用量の削減を図る。

コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省では部局単位で、地方環境事務所等では事務所等单位で把握管理し、削減を図る。

会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

両面印刷・両面コピーの徹底を図るとともに、可能な場合は集約印刷も利用する。

内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。

不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用の徹底を図る。

使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

A四判化の徹底による文書の一層のスリム化を図る。

ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、省内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。

印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 木材、再生品等の活用

文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用等の促進

庁舎等の施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品等地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。また、フロン類を使用した機器（オフィスの空調機器、冷蔵庫、カーエアコン等）の廃棄に当たっては、フロン類が確実に回収されるよう適切な発注を行う。

パソコン等のキーボードにマットを敷く等、ダストブローアの使用の低減を図るための措置を講じる。また、エアゾール製品を使用する場合には、HFC等のフロンを使用した製品を極力使用しないようにする。

イ 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF6）の回収・破壊等

庁舎等の施設において使用されている変圧器等の電気機械器具の廃棄、整備に当たっては、SF6の漏洩の防止、回収・破壊がなされるよう、適切な発注を行う。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、事前に製品等の仕様等の確認を行う。

環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。

資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少な

いものとする。

燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

重油を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な場合、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料に変更する。

イ 製品等の長期使用等

机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。

部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

庁舎内の売店等におけるレジ袋の有料化による使用の抑制や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛ける。

ウ 自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種、冷蔵用の場合はノンフロン冷媒を使用した機種への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。

飲料水自動販売機設置に当たっては、カートンカン自動販売機やマイカップ対応自動販売機の設置を働きかける。

コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

レジ袋をはじめ、物品の購入時には不要包装を断る。

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。

庁舎から排出される生ごみ等については、分別を徹底するとともに、極力、直接埋立ての方法により処理せず、適正処理を実施するよう、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

カ 環境に配慮した契約（グリーン契約）の推進

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関

する法律」(平成19年法律第56号)を踏まえ、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努める。また、環境省が実施する総合評価落札方式による一般競争入札や企画競争において、事業者がISO14001又はエコアクション21等の環境管理体制を社内に設け、適切に運用していることを積極的に評価しうる評価基準を設定するなど、調達手続を通じて事業者による環境保全活動の働きかけを行う。

4. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、可能な限り重点的に運用改善を行う。特に地方環境事務所等においては、省エネルギー対応の設備・機器の導入を進めるほか、設備等の改修に努める。

中央合同庁舎第5号館の単位面積当たりの電気使用量を13年度比で、22年度から24年度までの期間に平均で15%削減することを目標とし、その達成に努める。

既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている庁舎も含めて、更なる省エネルギーの可能性を精査するため、E S C O事業導入のフェジビリティ・スタディを実施するなどにより可能な限りE S C O事業を導入する。このため、政府実行計画における庁舎E S C O促進のための簡易E S C O診断実施基準(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会幹事会申合せ)(1)の条件のいずれにも該当する建物については、19年度からE S C O簡易診断を実施し、20年度までを目途として原則として全ての建物について実施する。また、これら以外の建物についても、同基準(2)の指標を勘案して優先順位付けを行い、優先順位の高い1割については同様に20年度までを目途として簡易E S C O診断を実施する。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

建築物の建築等に当たっては支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

安全性、エネルギー効率、断熱性能等の点で大きな支障がない場合には、HFCを使用しない断熱材の利用を促進する。

損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

その一環として、空調・照明自動コントロールシステムの導入を検討する。

また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) 新エネルギーの有効利用

建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。

このため、すでに中央合同庁舎第5号館屋上には設置済みの太陽光発電装置を地方環境事務所等においても可能な限り幅広く導入する。また、国民公園管理事務所、国立公園のビジターセンター等にペレットストーブの導入を一層進める。

環境省が所有する建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、当該計画に参加するよう図る。

建築物の規模・用途等を検討し、コージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(7) 水の有効利用

建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。

排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

政府の実行計画第4の2(8)、政府の実行計画の実施要領2(8)及び「太陽光発電の導入及び建物の緑化に係る整備の考え方について」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会幹事会申合せ)に基づき、環境省における太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画は以下のとおりとする。

既存庁舎において、既に353kWの太陽光発電及び647㎡の建物の緑化を整備済みであるが、計画期間である19年度から24年度までに、追加的に30kWを目途として太陽光発電を導入するとともに、追加的に300㎡を目途として建物の緑化を行うこととする。これらの整備に当たっては、以下のスケジュールを目安として進めることとする。

太陽光発電の導入スケジュール(単位: kW)

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎			
既存の庁舎	15	15	30
本府省			
地方支分部局	5	15	20
その他の施設	10		10
計	15	15	30

建物緑化の整備スケジュール(単位: ㎡)

	19～20年度	21～24年度	計
新築の庁舎			
既存の庁舎		300	300
本府省			
地方支分部局		200	200
その他の施設		100	100
計		300	300

(9) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。

合板型枠については、一層の効率的・合理的利用や使用削減など施工を合理化する工法の選択を発注者として促す。

工事関係車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。

建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。

建設業に係る指定副産物の新規用途の開発に努める。

建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。

敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図るとともに、休閑地については緑化に努めるなど適正な維持管理を図る。

定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。

エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。

反射板の取り付け等により、照明の必要照度を確保した上で、可能な限り照明の間引き点灯等を行う。

全ての白熱灯について、可能な限り省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えを図る。

屋外照明器具の設置に当たっては、上空への漏光が少なく、光への変換効率の高いもの、高反射率の反射板を備えたものを導入する。

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号)を踏まえ、建築物の設計段階において、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した設計に関する企画提案を競わせて設計者を選定する、いわゆる「プロポーザル方式」による契約を推進する。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生や一部電力の遮

断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。

機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転の室温に応じた制御を可能とする温度センサーや、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。

エ 新しい技術の率先的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

5 . その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

環境省においては、事務所の単位面積当たりの電気使用量が平成17年度において13年度比で62.4%になっていることから、事務所の単位面積当たりの電気使用量を13年度比で22年度から24年度までの期間の平均で概ね90%以下にするという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、環境省の電気使用量のさらなる削減を図る。

環境省においては、エネルギー供給設備等で使用する燃料の量が平成17年度において13年度比で95.0%となっていることから、エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、13年度比で22年度から24年度までの期間に平均で増加させないという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、環境省のエネルギー供給設備等で使用する燃料の計画的な管理と削減を図る。

OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理、発熱の大きいOA機器類の配置の工夫等、エネルギー使用量抑制対策を講じる。

夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。

冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など冷暖房効果が上がる方策を徹底する。

深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減の

ため、職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、夜間残業の削減・早期退庁の促進を図るとともに、勤務時間以降に及びそうな会議・打ち合わせを極力行わないよう配慮する。特に水曜日は、定時退庁の一層の徹底を図ため、午後5時以降の会議開催は極力控える。

朝9時以前及び昼休み(12:15~13:00)は、消灯する。また、夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯する。

トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。

職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。

給湯器へのエコマイザー(廃熱交換機)の導入等ガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を極力図る。

庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。

洋式トイレ個室にポスターを貼付し、使用していないときのトイレの暖房便座のふた閉めを徹底する。また、非暖房期には、便座への通電は行わない。

昼休み等長時間パソコンを使用しない場合の電源オフ又はふた閉じを徹底する。

照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底するため、電力使用量のチェックシートの導入等を図る。

コージェネレーションシステムを導入している場合には、同システムの停止時間中の電力購入量の増加と燃料使用量の減少による温室効果ガスの排出量が最小となるよう運用時間を適切なものとする。

イ 省CO₂化の要素を考慮した電力の購入

庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。また、主催の行事において使用する電力について可能な限り、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入するよう努める。このために必要な購入の仕組みを早急に整備する。

ウ 庁舎における節水等の推進

環境省における事務所の単位面積当たりの上水使用量は、平成13年度比で17年度に40.6%となっているものの、事務所の単位面積当たりの上水使用量を13年度比で22年度から24年度までの期間に平均で90%以下にするという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、引き続き環境省の上水使用量の削減を図る。

家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。

必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。

水漏れ点検を徹底する。

公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ごみの分別

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。

不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して裏紙使用・分別回収する。

(3) 廃棄物の減量

環境省から排出される廃棄物の量（湿重量）は平成13年度比で17年度は53.5%となっており、また、廃棄物中の可燃ごみの量は同期間比44.8%となっているものの、事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を13年度比で22年度から24年度までの期間に平均で概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下にすることという政府の実行計画の努力目標に貢献するため、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））に取り組むことにより、引き続き環境省から排出される廃棄物の量及び可燃ゴミの量の削減を図る。

容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

リサイクルルートの確保等を内容とする各庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。

シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収を進め、再使用に積極的に推進する。

厨房を使用する職員等へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。

食べ残し、食品残渣などの有機物質について、処理業者に再生利用を行うよう発注者として促す。

施設の所在する地域で使用済物品等の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、使用済物品等の交換に積極的に協力する。

廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。

物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(4) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

(5) 環境省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

環境省が主催するイベントの実施に当たっては、照明の間引きや省エネタイプのスピーカーの使用、太陽光、風力、バイオマス等によるクリーンな電力の活用、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。

環境省が後援等をする民間のイベントについても、 に掲げられた取組が行われるよう促す。

6 . 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。

省内誌、パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

国が主唱する環境関係の諸行事において、地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的な参加に便宜を図る。

希望する職員が地球温暖化対策に関する省外活動への積極的参加が進められるよう、休暇をとりやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。

職員が、「めざせ！1人、1日、1kgのCO₂削減」のチャレンジ宣言に取り組むことや、家庭内において「我が家の環境大臣」を指名し、「チーム・マイナス6%」の活動や環境家計簿を作成することに努める。

(3) その他

昼休みの一斉消灯など別紙「省CO₂行動ルール」の周知を図り、その実施を徹底する。

職員から省CO₂化に資するアイデア(エコ・アイデア)を募集し、効果的な

ものを実行に移す。

環境省が主催するイベント等において、リユースカップの使用など、包括的な環境配慮を行う。また、環境省が後援するイベント等においても、同様の取組が行われるよう促す。

7. 環境省実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- (1) 本計画の推進・評価・点検を行うため、環境省実施計画推進タスクフォース（以下、「タスクフォース」という。）を設置する。

本計画の推進・評価・点検の管理統括は、事務次官が行う。

タスクフォースの構成員は、事務次官、地球環境審議官、官房長、総合環境政策局長、地球環境局長、水・大気環境局長、自然環境局長、廃棄物・リサイクル対策部長及び環境保健部長とする。

タスクフォースの下にワーキンググループを設置する。ワーキンググループの構成員は、大臣官房各課長、総合環境政策局総務課長、環境計画課長及び環境経済課長、地球環境局総務課長及び地球温暖化対策課長、水・大気環境局総務課長、自然環境局総務課長、廃棄物・リサイクル対策部企画課長並びに環境保健部企画課長とする。

タスクフォース及びワーキンググループの庶務は、地球環境局地球温暖化対策課が行う。タスクフォースの運営に当たっては、環境省環境マネジメントシステム設置要綱に基づき設置しているシステム運営部局長会議と連携を図ることとする。

- (2) 政府の実行計画及び環境省の実施計画の実施状況について、自主的に点検を行い、その結果を踏まえ、地球温暖化対策推進本部幹事会において、毎年、成果を取りまとめた上、環境白書等適切な方法を通じ公表する。透明性の確保の観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて公表することとする。
- (3) 総務省の行政評価・監視において、政府の実行計画の実施状況について調査が行われる場合には、これに積極的に対応する。

別紙

「省CO₂ 行動ルール」

自動車等の効率的利用

- ・電が関限界での移動は、徒歩または共用自転車を使用する。自転車を利用する際は、極力電動アシスト車は利用しない。
- ・公用車の利用は、必要最小限とする。
- ・ノーカーデー（毎月第一月曜日）の周知徹底及び実施確認を行う。
- ・タクシーの相乗りを励行する。

エネルギーの削減

- ・朝9時以前及び昼休みには執務室を消灯する。
- ・20時以降は、原則、消灯する。
- ・人がいない事務スペースは消灯する。
- ・コピー機使用後に待機モードに切り替える。
- ・離席の際には、パソコンの蓋を閉じる、もしくは電源を切る。
- ・テレビ等の主電源オフを励行する。
- ・上下階への移動は、階段を利用する。本省内（22階～26階）の移動は、極力階段を利用する。
- ・冬期を除き、洋式トイレの便座ヒーター及び温水機能を停止する。冬期においては、洋式トイレの使用後は、便座のふた閉めを徹底する。
- ・給湯室等を利用する際、湯・水の蛇口をこまめに閉める。

用紙類使用量の削減

- ・コピー用紙の使用管理を徹底する。
- ・コピーの際、コピー枚数を記録させることにより、枚数削減及び意識の徹底を図る。
- ・個人情報など裏面利用が好ましくない書類以外の裏面利用を推進する。
- ・コピーやプリントアウトの際、両面印刷を徹底する。また、集約印刷も活用する。

再生紙などの再生品や木材の利用

- ・グリーン調達を徹底する。
- ・過剰包装品を極力購入しない。

ごみの分別

- ・別添マニュアルのとおり、環境省マネジメントシステムによる分別を徹底する。

廃棄物の減量

- ・3R（Reduce, Reuse, Recycle）の徹底
- ・マイバッグ等を活用し、レジ袋を辞退する。

ゴミの分別マニュアル

1. 省資源・省エネルギーの推進
2. 再生・再利用の推進
3. ゴミの減量・適正処理

19.6.29
大臣官房会計課

分別種類	具体例	注意事項	分別BOX	リサイクル内容等
1 用紙類				
コピー用紙等	一般書類等（OA用紙、コピー用紙） 重要書類等（OA用紙、コピー用紙）	クリップを外すこと（ホッチキス針、付箋は外さなくても可）	用紙分別BOX エコポスト	再生コピー用紙
雑誌・カタログ・パンフレット類 ・その他	雑誌、書籍、カタログ・パンフレット、ノーカーボン紙、チラシ、はがき、封筒、カラーコピー、コピー用紙の包装紙、小片紙、シュレッダー後の紙、折込広告等のチラシ	シュレッダーは、原則エコポストに廃棄できない紙質（ビニールコート紙、カーボン紙、感熱紙、油紙、写真等）の重要書類廃棄に使用する。	用紙分別BOX	ダンボール原紙 新聞、雑誌用紙 トイレットペーパー
新聞紙	新聞紙		用紙分別BOX	新聞、雑誌用紙
2 一般可燃ゴミ	ちり紙、包装紙、菓子等の除湿剤、タバコの空箱、セロテープ、紙製コップ、割り箸		可燃ゴミBOX	サーマル資源（焼却）
3 燃やさないゴミ	ビニール・プラスチック製品、消しゴム、ホールペン、カッター、発砲スチロール、フロッピー、写真、銀紙	5号館内コンビニエンスストアで購入した、弁当等の容器でリサイクルできるものは当該店舗に返却する	不燃物BOX	埋立処理
4 ペットボトル	ペットボトル	キャップとラベルを外して潰すこと	ペットボトルBOX	再生プラスチック
5 缶	スチール缶、アルミ缶、ビン	中身は必ず捨てること	缶BOX	再生材料、路盤材等
6 ビン	ビン	中身は必ず捨てること	ビンBOX	再生材料、路盤材等
7 紙パック	牛乳パック等（内側がアルミコーティングされている容器は燃やさないゴミ）	洗浄後、開いて、水切り（できれば乾燥させる）すること	牛乳パック回収BOX	トイレットペーパー ティッシュペーパー
8 乾電池	アルカリ電池・マンガン電池	各階南側ゴミステーションにBOXを設置	廃乾電池リサイクルBOX	再生材料、セメント材料等
9 ダンボール	ダンボール	解体する	ダンボール置き場	ダンボール原紙

- 注) 1. 生ゴミは給湯室の指定容器に入れること。
2. 裏面利用可能な用紙は、コピー機横の指定ボックスへ
3. 各局筆頭課に事務用品等の使用回し用収集BOXを設けること。

ゴミの分別マニュアル

19.6.29

1 用紙類

一般書類等
雑誌
メモ紙
新聞紙

OA用紙
書籍
チラシ

コピー用紙
カタログ
パンフレット

.....→

用紙分別 BOX



重要書類等
シュレッダーの紙(原則できない紙質の重要書類)

OA用紙
コピー用紙

.....→

.....→

エコポストに廃棄
用紙分別 BOX の脇

2 一般可燃ゴミ

ちり紙 包装紙

.....→

可燃ゴミ BOX



3 燃やさないゴミ

ビニール・プラスチック製品(リサイクル可能な物を捨てない)
消しゴム ボールペン カッター 発泡スチロール
フロッピーディスク 写真 銀紙

.....→

不燃物 BOX



4 ペットボトル

ペットボトル

.....→

ペットボトル BOX
缶、ビン BOX

5 缶

スチール缶 アルミ缶

.....→



6 ビン

ビン

.....→

牛乳パック回収 BOX



7 紙パック

洗って、開いて、水切り後

.....→

牛乳パック
ジュース、ウーロン茶、コーヒー等の紙パック
(内側がアルミコーティングされている容器は燃やさないゴミ)

8 乾電池

アルカリ電池 マンガン電池
(各階南側ゴミステーションに BOX を設置)

.....→

廃乾電池リサイクル BOX



9 ダンボール

.....→

ダンボール置き場

環境省温室効果ガス削減計画

環境省合計

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
(単位)					(13年度比)		
公用車燃料	kg-CO2	315,905	426,182	390,069	390,069	123.5%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	6,358,776	6,746,234	5,636,875	5,615,765	88.3%	
	電気	kg-CO2	5,072,033	5,555,458	4,601,711	4,580,601	90.3%
	(電気使用量)	kWh	13,418,076	14,463,951	11,392,100	11,755,600	87.6%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/Kwh	0.378	0.384	0.404	0.390	103.1%
	電気以外	kg-CO2	1,286,743	1,190,775	1,035,164	1,035,164	80.4%
その他	kg-CO2	20,207	13,416	16,398	16,398	-	
合 計	kg-CO2	6,694,888	7,185,831	6,043,342	6,022,232	90.0%	

環境省温室効果ガス削減計画

環境省本省

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
(単位)					(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	59,148	46,076	40,789	40,789	69.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,486,865	1,459,955	1,426,803	1,118,795	75.2%
電気	kg-CO2	1,214,895	1,229,651	1,220,464	912,456	75.1%
(電気使用量)	kWh	3,214,008	3,101,363	2,584,860	2,584,860	80.4%
(電気の排出係数)	g-CO2/Kw	0.378	0.396	0.472	0.353	93.4%
電気以外	kg-CO2	271,970	230,304	206,339	206,339	75.9%
その他	kg-CO2	0	0	0	0	-
合計	kg-CO2	1,546,013	1,506,031	1,467,592	1,159,584	75.0%

主な削減対策と削減量

5 t-CO2

(1) 設備改修等ハード対策

省エネタイプのパソコンの導入

4 t-CO2

(2) その他ソフト対策

1 t-CO2

(ア) 照明灯の節電

(イ) O A 機器の省エネ対応

環境省温室効果ガス削減計画

国民公園管理事務所

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
		(単位)					
公用車燃料		kg-CO2	10,025	9,724	7,170	7,170	72%
施設のエネルギー使用		kg-CO2	1,851,446	1,846,971	1,301,191	1,312,092	71%
	電気	kg-CO2	1,583,128	1,545,242	1,069,392	1,080,293	68%
	(電気使用量)	kWh	4,188,170	4,087,943	2,829,079	2,943,579	70%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/Kwh	0.378	0.378	0.378	0.367	97%
	電気以外	kg-CO2	268,318	301,729	231,799	231,799	86%
その他		kg-CO2	20,207	13,416	16,178	16,178	-
合 計		kg-CO2	1,881,678	1,870,111	1,324,539	1,335,440	71%

主な削減対策と削減量

19 t-CO2

(1) 設備改修等ハード対策

- ・高反射率の反射板を備えた省エネタイプの街路灯の導入を検討 6t-CO2
- ・ペレットストーブの利用による暖房用電力の削減 13t-CO2
- ・太陽光発電の導入

(2) その他ソフト対策

- ・照明灯の節電
- ・OA機器の省エネ対応

推進体制

各国民公園管理事務所の対策の実施責任者は庶務科長とし、対策の徹底を図るため各科の長で構成される委員会を設置する。

庶務科において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。

庶務科長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

環境省温室効果ガス削減計画

地方環境事務所

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標		
						(13年度比)	
		(単位)					
公用車燃料	kg-CO2	235,828	363,420	336,115	336,115	143%	
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,671,691	1,998,430	1,668,703	1,977,099	118%	
	電気	kg-CO2	1,169,988	1,542,383	1,265,694	1,574,090	135%
	(電気使用量)	kWh	3,095,206	3,999,031	3,210,538	3,459,538	112%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/Kwh	0.378	0.386	0.394	0.455	120%
	電気以外	kg-CO2	501,703	456,047	403,009	403,009	80%
その他	kg-CO2	0	0	0	0	-	
合 計	kg-CO2	1,907,519	2,361,849	2,004,818	2,313,214	121%	

主な削減対策と削減量

37 t-CO2

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ビジターセンター等の節電対策 25 t-CO2
- ・ビジターセンター等のペレットストーブ導入による暖房対策 12-CO
- ・太陽光発電の導入

(2) その他ソフト対策

- ・照明灯の節電
- ・OA機器の省エネ対応

増要因

平成19年の宮島沼水鳥・湿地センター及び洞爺湖ビジターセンターの開館

推進体制

各地方環境事務所の対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。

総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部署にソフト対策の強化を指示する。

環境省温室効果ガス削減計画

生物多様性センター

		(単位)	平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
						(13年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	1,741	1,180	895	895	51%
施設のエネルギー使用		kg-CO2	196,389	258,247	172,201	167,752	85%
	電気	kg-CO2	186,150	251,993	168,143	163,694	88%
	(電気使用量)	kWh	492,460	666,648	444,822	444,822	90%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/Kwh	0.378	0.378	0.378	0.368	97%
	電気以外	kg-CO2	10,239	6,254	4,058	4,058	40%
その他		kg-CO2	0	0	220	220	-
合 計		kg-CO2	198,130	259,427	173,316	168,867	85%

主な削減対策と削減量

1 t-CO2

ソフト対策

- ・照明灯の節電
- ・OA機器の省エネ対応

推進体制

事務所の対策の実施責任者は管理科長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

管理科において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。

管理科長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

環境省温室効果ガス削減計画

環境調査研修所

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標	
(単位)					(13年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	742	472	437	437	59%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	432,946	448,681	367,325	359,842	83%
電気	kg-CO2	313,286	341,871	282,884	275,401	88%
(電気使用量)	kWh	828,798	904,421	748,371	748,371	90%
(電気の排出係数)	kg-CO2/Kwh	0.378	0.378	0.378	0.368	97%
電気以外	kg-CO2	119,660	106,810	84,441	84,441	71%
その他	kg-CO2	0	0	0	0	-
合計	kg-CO2	433,688	449,153	367,762	360,279	83%

主な削減対策と削減量

15 t-CO2

(1) 設備改修等ハード対策

- ・エアコンを省エネタイプへ変更(特殊実習棟GC-MS室) 15t-CO2

(2) その他ソフト対策

- ・照明灯の節電
- ・OA機器の省エネ対応

推進体制

環境調査研修所の対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。

庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

環境省温室効果ガス削減計画

国立水俣病研究センター

		平成13年度	平成17年度	平成18年度	平成22～24年度目標 (13年度比)	
(単位)						
公用車燃料	kg-CO2	8,421	5,310	4,663	4,663	55%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	719,439	733,950	700,653	680,185	95%
電気	kg-CO2	604,586	644,318	595,135	574,667	95%
(電気使用量)	kWh	1,599,434	1,704,545	1,574,430	1,574,430	98%
(電気の排出係数)	kg-CO2/Kwh	0.378	0.378	0.378	0.365	97%
電気以外	kg-CO2	114,853	89,632	105,518	105,518	92%
その他	kg-CO2	0	0	0	0	-
合計	kg-CO2	727,860	739,260	705,316	684,848	94%

主な削減対策と削減量

1 t-CO2

- (1) 設備改修等ハード対策
 - ・庁舎のグリーン改修工事の実施
- (2) その他ソフト対策
 - ・照明灯の節電
 - ・OA機器の省エネ対応

推進体制

国立水俣病総合研究センターの対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課の長で構成される委員会を設置する。

総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。

総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。